

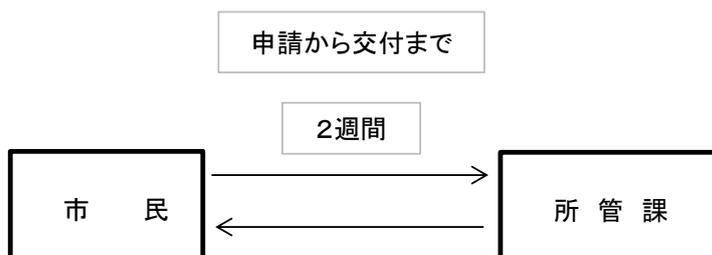
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 17

処 分 名	高圧ガス貯蔵所の設置許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、高圧ガスの貯蔵所の設置許可を行う。	
根 拠 法 令 名	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	
条 項	第16条第1項及び第2項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	2週間
判断基準	<p>法第16条第1項に該当する者の申請で、同条第2項に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載 高圧ガス保安法 第16条 容積三百立方メートル(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三百立方メートルを超える政令で定める値)以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所(以下「第一種貯蔵所」という。)においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第5条第1項の許可を受けたところに従つて高圧ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第2条第4項の供給設備若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>一般高圧ガス保安規則 第21条 第一種貯蔵所に係る技術上の基準 第22条 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準 第23条 容器により貯蔵する場合の技術上の基準 第99条 危険のおそれのない場合等の特則</p> <p>液化石油ガス保安規則 第22条 第一種貯蔵所に係る技術上の基準 第23条 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準 第24条 容器により貯蔵する場合の技術上の基準 第97条 危険のおそれのない場合等の特則</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。